

「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書」記載方法等

この証明書は、生産緑地に係る主たる従事者（生産緑地法施行規則第2条に規定する従たる従事者を含む）が死亡し、もしくは故障したことにより、市町村長にその生産緑地の買取り申出をする場合「主たる従事者」に該当する旨を農業委員会が証明する書式です。

※この証明願は、市町村長提出用と農業委員会控用の2部提出願います。

記載に当たっては、下記の点にご留意願います。

- ① 申出をする者は、生産緑地を市町村長に買取り申出する「本人」とします。
買取り申出に係る生産緑地について、相続による遺産分割協議書が整っていない場合等は、相続人全員又はその代表者による願出とし、住民票又は戸籍謄本を添付願います。
- ② 買取り申出生産緑地は、今回、市町村長に買取り申出される当該生産緑地（農地等）を筆別に記載します。「地目」「地積」は買取り申出書と同じ。
- ③ 買取り申出事由の生じた者は、死亡のときは、被相続人名、故障のときは本人又はその家族従事者です。買取り申出の生産緑地が小作地の場合は、小作人です。申出事由を生じた者が他市町村のときは、住民票又は戸籍謄本を添付願います。
- ④ 買取り申出事由は、主たる従事者が死亡もしくは故障により買取り申出をすることとなった主な理由を記載します。
- ⑤ 買取り申出事由が生じた日は、死亡日又は故障が生じた日を記載します。

添付書類 各1部（コピー可）
・土地登記簿謄本 ・公図 ・付近見取り図
※故障の場合は上記以外に診断書が必要です

この証明書の発行については、現地調査等に
7日程度の日数が掛かりますので、ご了承
願います。